

令和5年第2回
島尻消防組合議会3月臨時会

会議録

令和5年3月29日(水)

| 令和5年第2回 島尻消防組合議会 3月臨時会 | | | | | 1日目 |
|---|----------------|----------|----------|-------|-----|
| 招集月日 | 令和5年3月29日(水) | | | | |
| 招集場所 | 島尻消防組合消防本部 講堂 | | | | |
| 開閉会等日 | 開会 | 午前10時00分 | 議長 | 運天 貴也 | |
| 時及び宣告 | 閉会 | 午前10時24分 | 議長 | 運天 貴也 | |
| 出席(応招)第2回 3月臨時会 | 議員番号 | 氏名 | | | |
| | 1番 | 仲間 光枝 | | | |
| | 2番 | 宮城 勝也 | | | |
| | 3番 | 森山 悟 | | | |
| | 4番 | 新垣 勝夫 | | | |
| | | | | | |
| 欠席(不応招)議員 | | | | | |
| 議事録署名議員 | | 3番 森山 悟 | 4番 新垣 勝夫 | | |
| 職務の為議場に出席した者 | | 書記 新垣 輝 | | | |
| 地方自治法121条 により説明の為議 場に出席した者の 職、氏名 | 管理者 | 古謝 景春 | 第一警備課長 | 新垣 強 | |
| | 副管理者 | 新垣 安弘 | 第三警備課長 | 平安名 勲 | |
| | 消防長 | 屋比久 学 | | | |
| | 次長兼総務課長 | 島袋 清正 | | | |
| | 署長兼警防課長 | 城間 功 | | | |
| | 会計管理者 兼会計課長 | 比嘉 典夫 | | | |
| | | | | | |

令和5年第2回島尻消防組合議会3月臨時会会期日程表

| 会 期 | 月 日 | 会 議 区 分 | 会 議 時 刻 | 日 程 |
|--------|---------------------------------------|-------------|------------|---|
| 1 | 三 月 二 十 九 日 (水) | 本 会 議 | 10時 | 第1. 会議録署名議員の指名について 第2. 会期の決定について 第3. 諸般の報告について 第4. 管理者あいさつ 第5. 令和4年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算 (第5号)について 第6. 島尻消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例 について 第7. 島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例について |

会 期 令和5年3月29日(水) 1日間

令和5年第2回島尻消防組合議会3月臨時会議事日程

| 日 程 | 付 議 事 件 | 件 名 | 備考 |
|-----|---------|--------------------------------------|----|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名について | |
| 第2 | | 会期の決定について | |
| 第3 | | 諸般の報告について | |
| 第4 | | 管理者あいさつ | |
| 第5 | 議案第8号 | 令和4年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算 (第5号)について | |
| 第6 | 議案第9号 | 島尻消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例 について | |
| 第7 | 議案第10号 | 島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例について | |

令和5年第2回島尻消防組合3月議会臨時会

午前10時00分

議長（運天貴也）

みなさん、おはようございます。これより令和5年第2回島尻消防組合議会3月臨時会を開会いたします。

新里予防課長、及び當銘第二警備課長より、本日の臨時会は欠席する旨の報告がございました。

日程第一、会議録署名議員の指名を行ないます。

島尻消防組合議会会議規則第71条により本日の会議録署名議員は3番森山悟議員、4番新垣勝夫議員を指名したいと思います。

日程第二、会期の決定の件を議題といたします。本臨時議会の会期は、本日の1日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。

よって本会議は3月29日の1日間と決定いたしました。

日程第三、諸般の報告を行います。管理者より議案第8号は、「令和4年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第5号）について」、議案第9号は、「島尻消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例について」、議案第10号は、「島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」が提出されております。本日の議事日程はお手元に配布してあるとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

日程第四、管理者あいさつについてです。管理者古謝景春。

管理者（古謝景春）

おはようございます。令和5年第2回島尻消防組合議会3月臨時会を本日招集致しましたところ、ご出席を賜りありがとうございます。臨時会の開催にあたりご挨拶を申し上げます。

さて、今年の5月には新型コロナウイルス感染症について「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める5類感染症としてインフルエンザと同じ扱いになることが決まっております。人の動きが活発になり経済を活性化し、日常生活に潤いを与えることは、欠かすことができない機能であります。それを安全面から支える消防機関の役割は、より一層大きくなっていきます。新型コロナウイルス感染症が減少しても救急件数は増加していく傾向にありますので、引き続き迅速な救急対応と消防力の強化に努めてまいります。

本日の臨時会は、3件の議案を提出しております。議案第8号「令和4年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第5号）」については、八重瀬出張所工期延長に伴う繰越明許が主となっております。議案第9号「島尻消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例」については、災害時における危険物手数料の減免措置であります。議案第10号「島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」については、2月定例会に提出した給与に関する条例において訂正が生じたため、本日の議案となっております。日程に沿ってその都度事務局より説明申し上げますので、慎重審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和5年3月29日、島尻消防組合管理者、古謝景春。よろしく申し上げます。

議長（運天貴也）

日程第五、議案第8号であります。「議案第8号令和4年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第5号）について」を議題とします。

提案者から提案理由を求めます。屋比久消防長。

消防長（屋比久学）

おはようございます。議案第8号についてご説明申し上げます。議案第8号、令和4年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算第5号について。首題のことについて、地方自治法第218号第1項の

規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めるものでございます。

令和5年3月29日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

それでは補正予算（第5号）の1枚目をお開き願います。令和4年度の島尻消防組合一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。繰越明許費、第1条地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して仕様することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

次のページをお願いいたします。第1表繰越明許費についてご説明いたします。

繰越明許費を行う事業につきましては、3款1項消防費、5件の事業3億7,521万5,000円でございます。資機材搬送車整備事業1,199万円は、社会情勢による世界的半導体不足等によるもので、6月頃の納車の予定しております。

島尻消防署八重瀬出張所建設に関連する4件の事業につきましては、備品購入事業281万2,000円、建築工事管理委託業務費2,090万円、指令システム機器移設費575万8,000円及び、工事請負費3億3,375万5,000円は、天候不良及び関連工事との調整に期間を要し、工事への着手が遅れたことによるもので8月頃の完了の予定をしております。以上で説明を終わります。

別紙資料をご参照いただきご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方どうぞ。

2番（宮城勝也）

1件確認させてください。先ほど八重瀬出張所の工期が延びることを話されていましたが、当初この時期に完成してスタートする予定と思うのですが、このような進捗だとしょうがないと思うのですが、それによって消防体制に影響がないのかですね、そのあたりどう対応しているのか、遅れたことによって予定していた消防業務に影響をさけてもらいたいと思うのですが、そのあたりを確認させて頂きたいお願い致します。

次長兼総務課長（島袋清正）

消防業務体制でありますけど、本来なら今年度だったんですけど、工期遅れたということで消防体制については、今までどおりちゃんとした体制で臨んで新しい施設ができたなら、それをもって新しくより強化していきたいと思っております。以上です。

議長（運天貴也）

他に質疑はありませんか。

1番（仲間光枝）

補正予算（第5号）ですけれども、先ほど年度内の執行が不可となったので繰越しますとご説明ありました。その中で主な理由としては、天候不良と挙げられておりましたが、天候不良以外にも理由があるのか、ないのか、そのあたりお願い致します。

次長兼総務課長（島袋清正）

主のものは天候不良がありますけど、それ以外にですね、磁気探査をやっているんですけど、その時にですね、工期の方がずれ込んだということと、実際、磁気探査して異常が見つかったということがありまして、それに対する確認作業というのもあったということでもあります。あと杭、オーバーというものをやるんですけど、その時にですね、周りの方が柔らかかったということで、その地盤を固める作業の方も時間を要したということで、工期の延長がなっているというのでございます。以上です。

1番（仲間光枝）

はい、わかりました。ではあと一点確認です。今回は当初予算の変更はなく、工期の延長のみですけども、今後、いろんな事情があります、いろんな資材高騰だったり、人件費高騰だったりがありますが、やはり工事代金の増額はありえるものなのか、どうかお願いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

当初の契約金額で実際動いていたんですけども、やはり世界情勢の方がございまして、あと資機材の増減の方もまだ確定しておりませんので、その方の確定次第、変更があると思います。あともう一つ物価の方がなり高騰しているということで当初の契約といたしましては、当時の契約の金額でやっちはいるんですけども、その分の変更という事での増額の方はあります。金額の方はまだ精査中でございますので確定ではありません。次に議会の方で提案していきたいと思っております。以上です。

議長（運天貴也）
他にございせんか。（「進行」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行ないます、討論ございせんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

議長（運天貴也）

これより採決にはいります。「議案第8号、令和4年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第5号）について」は原案とおとり可決することに異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

議長（運天貴也）

日程第六、議案第9号であります。「議案第9号、島尻消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案者から提案理由を求めます。屋比久消防長。

消防長（屋比久学）

議案第9号についてご説明申し上げます。議案第9号島尻消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例。島尻消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおりとするものでございます。令和5年3月29日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

提案理由としまして、災害時等による復旧のため、危険物施設の設置・変更等での手数料についての減免措置の必要性があるため、これがこの条例案を提出する理由でございます。

新旧対照表をお願い致します。第3条の次に次の1条を追加するものでございます。減免、第4条管理者は、災害復旧のため特に必要と認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができ。附則と致しましてこの条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。大規模災害など災害復旧のための条例整備でございます。ご審議のほどお願いいたします。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方どうぞ。

2番（宮城勝也）

一点確認させてください。減額をするというものがあるんですけど、手数料を見てみると5,000円台から300万円台の手数料が入ると思うんですけど、この減額の基準は、その対象によって変わってくるみたいですけど、それがどれくらい減額するのを想定しているのか確認させてください。

署長兼警防課長（城間功）

この方に関しましてですね、手数料条例というものがありますけども、これに関しまして危険物ですね、仮貯蔵、仮取り扱いについての減免処置のことになっております。以上です。

2番（宮城勝也）

対象が危険物の仮設置のみが対象になっているのですね。災害の時に措置を認めることは分かるんですけど、免除というのは分かるんですけど減額というのは、どのように減額するのか確認したいんです。例えば5,000円から800万円くらいでの1,000万円超える手数料もあるんですけど、5,000円の半額と1,000万円の半額免除となると全然額が違うので、それがどういうふうに取決めができるのか確認したい質問になります。

署長兼警防課長（城間功）

このことに関しまして、減額となっておりますけど仮貯蔵の取り扱いについての5,400円の承認手数料が発生します。これを全面減額というかたちでなくて要綱で定めておりまして、減免処置の対象

になっていて減額にはならないです。減免処置のかたちをとっています。以上です。

2 番（宮城勝也）

休憩をお願いします。

議長（運天貴也）

休憩します。

休憩 11 時 15 分

再開 11 時 16 分

議長（運天貴也）

再開いたします。

署長兼警防課長（城間功）

細かいものに関しまして要綱のほうで定めていきたいと思っています。以上です。

議長（運天貴也）

他に質疑のある方。

1 番（仲間光枝）

議案第 9 号なんですけども、今回提案に至った理由、背景の説明をお願いします。

署長兼警防課長（城間功）

この提案につきましては、東日本大震災の後からですね、被災者側となります。その日にライフラインが完全にストップしてしまいますよね。交通路、幹線道路もみんな使えない状態、危険物の油関係ですね、発電機ライフラインに変わらして発電機等を回さないといけない状況となってきます。それに伴う燃料の供給というかたちになっています。以上です。

1 番（仲間光枝）

今の説明ですと東日本大震災を主な理由に充てておられましたけれども、そこからは、相当な時間が経過しております。県内の取組み状況がそうだったのか、島尻消防が取組みを遅れてしまったのか、そこら辺の状況を説明頂きたいと思います。

署長兼警防課長（城間功）

県内においてはですね。まだそこら辺の整備されておりません。島尻消防が先おいて制定するかたちをとっております。以上です。

1 番（仲間光枝）

了解です。

議長（運天貴也）

他に質疑はございませんか。進行してもよろしいでしょうか。（「進行」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。これより討論を行ないます。討論ございませんか。（「討論なし」の呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

議長（運天貴也）

これより採決にはいります。「議案第 9 号島尻消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例について」は原案とおりの可決することに異議ありませんか。（「異議なし」の呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

議長（運天貴也）

日程第七、議案第 10 号であります。「議案第 10 号島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案者から提案理由を求めます。

屋比久消防長。

消防長（屋比久学）

議案第 10 号についてご説明申し上げます。

議案第 10 号島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおりとするものでございます。

令和 5 年 3 月 29 日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

提案理由といたしまして、令和 5 年 2 月定例会にて提出した給与に関する条例について訂正が生じたため、これがこの条例案を提出する理由でございます。

5 ページの新旧対照表をお願い致します。別表第 1 第 5 条関係、行政職給料表を改正するものでございます。附則と致しまして、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。新旧対照表をご参照頂きご審議のほどお願いいたします。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方どうぞ。

1 番（仲間光枝）

2 月の定例会で提案された中身が修正になりましたということですが、これは元々が間違っていたのか、それとも単なるヒューマンエラーだったのか、そこら辺の確認だけをさせてください。

次長兼総務課長（島袋清正）

この件の提案につきましては、これは執行部側の確認不足ということになります。ヒューマンエラーというかたちになっております。そのまた、修正して 4 月 1 日から施行できるようなかたちで今回の提案となっております。申し訳ございませんでした。

議長（運天貴也）

他にございませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。これより討論を行ないます。討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

議長（運天貴也）

これより採決にはいります。「議案第 10 号島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は原案とおりの可決することに異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

本臨時会において、議案等が議決されましたが、その条項・字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり。） 異議なしと認めます。

よって、条項・字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。これで本日の日程はすべて終了しました。議会を閉じます。

令和 5 年第 2 回島尻消防組合議会 3 月臨時会を閉会します。